

ICT活用工事（付帯構造物設置工）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県県土整備部が発注する工事において、ICT活用工事（付帯構造物設置工）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。また、「ICT付帯構造物設置工」という略称を用いる。

（対象工事、対象工種）

第2条 ICT活用工事（付帯構造物設置工）は、ICT活用工事（土工）又はICT活用工事（土工 1000m³未満）のうち、下記の工種を含む発注工事を対象とする。
なお、ICT活用工事（土工）又はICT活用工事（土工 1000m³未満）における関連施工工種とするため、ICT活用工事（付帯構造物設置工）単独での発注および単独での実施は行わない。

（1）対象工種

ICT活用工事（付帯構造物設置工）の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

- ・コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）
（コンクリートブロック張）
（連節ブロック張）
（天端保護ブロック）
- ・緑化工ブロック工
- ・石積（張）工
- ・側溝工（プレキャストU型側溝）
（L型側溝）
（自由勾配側溝）
- ・管渠工
- ・暗渠工
- ・縁石工（縁石・アスカーブ）
- ・基礎工（護岸）（現場打基礎）
- ・基礎工（護岸）（プレキャスト基礎）
- ・海岸コンクリートブロック工
- ・コンクリート被覆工
- ・護岸付属物工

（2）適用対象外

従来施工において、徳島県土木工事施工管理基準（案）の出来形管理基準及び規格値を適用しない工事は適用対象外とする。

（3）対象規模

ICT活用工事（付帯構造物設置工）の対象規模は、第2条（3）対象工種を条件とし、数量は規定しない。

（ICT活用工事）

第3条 ICT活用工事（付帯構造物設置工）とは、以下に示す施工プロセスの各段階において、ICT施工技術を活用する工事である。ICT活用工事（付帯構造物設置工）は、ICT活用工事（土工）又はICT活用工事（土工 1000m³未満）の関連施工工種として実施することとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
ICT活用工事（付帯構造物設置工）は対象外
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(発注)

第4条 ICT活用工事（付帯構造物設置工）の発注は、ICT活用工事（土工）又はICT活用工事（土工 1000m³ 未満）の関連施工工種とするため、ICT活用工事（土工）又はICT活用工事（土工 1000m³ 未満）の試行要領による。

(ICT活用工事の実施手続)

第5条 受注者は、ICT活用工事（付帯構造物設置工）を行う希望がある場合、契約後、発注者へ「ICT活用工事（土工）又はICT活用工事（土工 1000m³ 未満）計画書」及び「ICT活用工事（土工）又はICT活用工事（土工 1000m³ 未満）施工予定体制」を提出し協議を行い、協議が整った場合に下記第6条～第10条によりICT活用工事を行うことができるものとする。

(ICT施工技術の具体的な内容)

第6条 ICT施工技術の具体的な内容については、次の①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

① 3次元起工測量

受注者は、起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。

また、付帯構造物設置工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成は、ICT活用工事（土工）又はICT活用工事（土工 1000m³ 未満）と合わせて行うが、ICT活用工事（付帯構造物設置工）の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。TIN形式でのデータ作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

ICT活用工事（付帯構造物設置工）は対象外

④ 3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、付帯構造物設置工の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

付帯構造物設置工の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

(2) 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

受注者は、①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として納品するものとする。電子納品は、徳島県CALS/ECホームページの「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」により作成するものとする。

(ICT機器類の調達等)

第7条 ICT活用工事（土工）又はICT活用工事（土工 1000m³ 未満）の関連施工工種とするため、ICT活用工事（土工）又はICT活用工事（土工 1000m³ 未満）の試行要領による。発注者は、3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

(監督・検査)

第8条 ICT施工技術の活用を実施するにあたって、国土交通省が発出している「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」及び各種「出来形管理の監督・検査要領（案）」に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(工事費の積算)

第9条

受注者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT施工技術の活用を実施する場合、ICT施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、下記以下1) 2) に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

- 1) 土木工事標準積算基準書（徳島県県土整備部）
- 2) ICT活用工事（付帯構造物設置工）積算要領

なお、ICT活用について協議を行う際には、第3条①②④にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

また、現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積り提出を求める。

(アンケート調査等)

第10条 ICT活用工事（土工）又はICT活用工事（土工 1000m³ 未満）の関連施工工種とするため、ICT活用工事（土工）又はICT活用工事（土工 1000m³ 未満）の試行要領による。

(その他)

第11条 本要領に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督員と協議す

るものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

この要領は、令和8年5月1日から施行する。